

平成23年 7月14日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 竹村 景子 殿

大阪大学総務企画部長

中 村 信



平成23年7月12日付け抗議文書について

標記抗議文書は、7月13日の大学と大阪大学教職員組合（以下「大学教組」という。）との「予備交渉」終了後に、同交渉にオブザーバーとして出席していた貴組合の森垣執行委員より手交されたものです。

大学としては、それ以前にメールにて貴組合の今岡書記長宛てに「団体交渉のルール等について（メモ）」を送付するとともに、ほぼそれと同趣旨・同内容の書面を「予備交渉」の席上で大学教組側に提示し説明しており、その場に貴組合の執行委員も同席されていたことから、大学側の真意に加え、抗議文書の内容が誤解に過ぎないことは、十分にご理解いただけたものと考えておりますが、念のため、以下のとおり大学側の真意等を再度説明させていただきます。

まず、抗議文書には「あろうことか組合が『勤務時間中における団体交渉をあくまで要求』している」とあり、有りもしない嘘をついてまで真実を糊塗しようとしている」とありますが、これは事実と反します。

竹村委員長名の6月24日付け「団体交渉の申し入れ」及び今岡書記長名の6月28日付けメールは、いずれも勤務時間中（勤務日の午前中）における団交の開催を提案するものとなっており、この間大学が組合側に提案した勤務時間外（昼休み時間帯又は勤務時間終了後）の時間帯を含む交渉日程については、委員長と書記長の都合がともにつかないことを理由にに応じていただけなかったというのが事実であり、上記引用部分は単にこの事実を記載したものに過ぎません。

さらに、今岡書記長名の7月1日付けメールでは「組合としては『勤務時間中における団体交渉をあくまで要求』している」とあるが、そうではなく、授業が行われている期間中は、昼休みに研究室を離れることができない位多忙である」との説明があったため、このことを受け、仮に勤務時間内に団体交渉を行う場合には、前もって給与支払いの有無等について労使間で話し合う必要があるとの考えから、そのための話し合いの機会を持つことを7月4日付け小職名文書で提案させていただいた次第です。

具体的には、7月11日（月）～13日（水）の17時30分以降に話し合いの機会を持つことを提案させていただいたところ、いずれも組合側のご都合がつかないとのことなので、7月6日付けメールで、改めて7月14日（木）、19日（火）～22日（金）の17時30分以降に話し合いの機会を持つ提案をさせていただいております。

ただ、これらの提案に対しては、残念ながら組合側からいまだに明確なご返事をいただいている状況にあります。

こうした事情からも、今回の抗議文書には納得することができません。

また、7月11日付け小職名文書にも記載しておりますとおり、団交時間帯の「給与支払いの有無等」について整理を行わずに、見切り発車で勤務時間内の団体交渉を実施した場合、給与支払いに関する新たな問題が生じることは自明の理といえます。

大学側が、繰り返し、勤務時間内に団体交渉を実施した場合における「給与支払いの有無等」について事前に労使間で整理する機会の必要性を説き、勤務時間終了後の開催提案を含め、粘り強く日程調整を続けているのはそのためです。

なお、貴組合は、抗議文書のなかで、この点については「交渉の場で大学の見解を述べれば済むこと」であると主張されていますが、これは事実上、見切り発車でなし崩し的に勤務時間内の交渉を行うことを要求する主張に等しく、このような主張が大学として容易に認めがたいものであることはいうまでもありません。

あまつさえ、こうした大学側の姿勢をもって「合意に達しない限り団体交渉に応じない」との非難し、これを「新たな不当労働行為（団体交渉拒否）」とまで決めつけることは労使の信頼関係を大きく損なうものであり、きわめて遺憾であります。

大学の真意は以上のとおりでありますので、大学側が提案している「団体交渉のルール等について（メモ）」について、貴組合との間で話し合う機会を持つことにつき、貴組合の考えを7月19日（火）までにご返答いただきますよう、改めてお願いいたします。

以上